

第三号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第五号中「又は第三十二条」を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品表示法第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準が定められたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。